

インフルエンザ予防接種を受ける方へ

1 予 診

予防接種をうける際には、自分の健康状態をくわしく医師に話してください。

2 予診票・必要なもの

予診票は自らが責任をもって記入してください。診察券（お持ちの方）、健康保険証とともに医療機関にお持ちください。

※医療機関により必要なものが異なることがあります。

3 次のいずれかに該当するときは、接種をうけられません

- (1) 明らかに発熱のある人（37.5℃を超える人）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、また予防接種に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがある人
- (4) その他、医師が不相当と判断した場合

4 接種後特に注意すべき事項

- (1) 予防接種をうけた後、30分位はその場で様子を見てください
- (2) 接種部位は清潔に保つこと
- (3) 接種した後の、2週間ぐらいの間は、だるさ・不機嫌・発熱・発疹等を呈することがあるので、十分注意して観察し、高熱・けいれん等の症状を呈した場合には速やかに医師の診察を受けてください。
- (4) 上記（3）により診察を受けた場合には、このことを町健康福祉課（☎57-4171）に連絡してください。

5 副反応について

(1) 重大な副反応

ショック、アナフィラキシー症状：まれにショック、アナフィラキシー症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）が現れることがあります。そのほとんどは接種後30分以内に生じます。その他、ギランバレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、肝機能障害、黄疸、喘息発作があらわれる等の報告があります。

(2) その他の副反応

過敏症：まれに接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、掻痒等があらわれることがあります。

全身症状：発熱、悪寒、頭痛、倦怠感等を認めることがあるが、通常、2～3日中に消失します。

局所症状：発赤、腫脹、疼痛等を認めることがあるが、通常、2～3日中に消失します。

6 助成対象者

①野木町に住所があり、接種時満65歳以上の方

②野木町に住所があり、接種時満60歳以上65歳未満の方のうち、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもので、身体障害者手帳1級の方

7 重篤な副反応の発生時の救済制度について

定期の予防接種により引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。(予防接種と健康被害との因果関係を国の審査会にて審議し予防接種によるものと認定された場合)